

前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり公布します。

令和5年3月31日

前橋市長 山 本 龍

前橋市条例第22号

前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

前橋市富田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成11年
前橋市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「以外の建築物」を削り、同項各号を次のように改める。

- (1) 自動車修理工場
- (2) 自動車教習所
- (3) 畜舎
- (4) ホテル又は旅館
- (5) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類するもの
- (6) カラオケボックスその他これに類するもの
- (7) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- (8) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの
- (9) キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- (10) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの

第3条第3項第3号中「政令」を「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。第6号において「政令」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。